

策定年月	平成 6年3月
変更年月	平成14年3月
変更年月	平成18年8月
変更年月	平成22年 月

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想（案）

平成22年__月

福島県二本松市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 二本松市の位置、気候及び農業の現況	1
2 農業構造の変化	2
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針	2
4 認定農業者制度の活用と担い手の育成の方針	4
5 各地域における農業振興の方針	5
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1 営農類型	9
2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	13
第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標	16
<u>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標</u>	<u>16</u>
<u>2 農用地の利用関係の改善に関する事項</u>	<u>16</u>
第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
1 利用権設定等促進事業に関する事項	18
2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項	24
3 <u>農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u>	<u>24</u>
<u>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>	<u>24</u>
<u>5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う作業の実施の促進に関する事項</u>	<u>27</u>

6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	27
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	30
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	30
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認めら れる区域の基準	30
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	30
第6	その他	35
	別紙1（第4の1（1）⑥関係）	36
	別紙2（第4の1（2）関係）	37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 二本松市の位置、気候及び農業の現況

(1) 位置

本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、福島市と郡山市の中間にある。西部は大玉村、郡山市及び耶麻郡猪苗代町に、北部は福島市に接し、東部は伊達郡川俣町、双葉郡浪江町、葛尾村、南部は本宮市、田村郡三春町及び田村市に接し、安達地方の中心都市となっている。総面積344.65k㎡で、東西37km、南北17kmの市域を有している。

(2) 気候

本市の気候は、気温は1～2月が低く、時に2月が寒冷であり、4月から気温が上昇し、7月～8月初めにかけて最高を示す。風速は春に強いが、全体として穏やかである。

統計的には、平均気温12.7℃、年間降雨量1,051mmであり、降雪量は山間部は別として、平坦地は少ない。

(3) 農業の現況

本市の農業は、耕地が山間に帯状に分布し、広く連坦した農地が少ない。農家1戸当たりの経営耕地面積は1.23haと零細であるため、低コスト、高生産性の安定農業を図る上でも経営規模拡大が求められる。

また、本市においても農業就業人口の減少及び、兼業化の進行、高齢化また、農業後継者の問題が深刻化している。このことから、営農体系について再検討し農業の安定経営、生産性向上のため、農業の生産基盤の整備、農業機械及び施設の共同利用を前提に効率的利用、農地流動化や農作業受委託による経営規模拡大が必要であり、また担い手、生産組織等の育成、さらに地域の特性に応じた主産地化を図る必要がある。

農業経営形態は、各地区により異なるが、水稻を中心に野菜、果樹、畜産、菌茸、花き類等を組み合わせた適地適作の複合経営により、基幹産業として農業経営がなされている。

水稻は銘柄米の産地確立、機械化による作業の効率化及び農地流動化、作業受委託によつての規模拡大を進めてきた結果、本市農業の基幹作物として、農家経営の安定化に大きく寄与しているが、中山間地域では、土地基盤の整備の立ち遅れから機械化、農地流動化、作業受委託等に影響し、農家経営に問題が残るところである。

野菜は、消費動向、需要の変化に対応するため高品質、高付加価値作物を取り入れ、主産地化を推進してきた結果、特に野菜指定産地品目の夏秋きゅうり、トマト、あさつき、にら、ピーマン、なすについては、消費者の需要も多く産地化が図られた。

果樹は、商品性が高く消費需要がある品目について、優良品種の導入と栽培技術の向上を図ってきた結果、梨、りんご等の安定した生産が行われている。また、近年新たな品目としてオウトウ(さくらんぼ)の作付生産が一部地域で進められており、今後が期待される。

酪農は、飼料用機械の導入や施設の整備、農地流動化等によつて大規模土地利用型農業の推進が図られ、県内でも有数の酪農地域として発展してきた。

畜産は、販売価格の伸び悩み等から生産意欲の減退も見られるが、企業的大規模経営の導入や地域ブランドの確立に向けた取り組みが進められている。

花きについては、スプレーマムを中心とした安定した需要・価格によって、農家の生産意欲も高く、品質・生産ともに安定しているが、暖房費の増嵩などの不安要因も抱えている。

このような現状の中で、今後は担い手を中心として、高収益性の作目、作型を導入し、産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指すものとする。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の変化

本市の農業構造については、昭和40年代から市内及び福島市、郡山市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町及び旧東和町などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休化する傾向が近年増加している。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがあることから、農地の利用集積が緊急の課題となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、下表のように他産業従事者並の年間所得に相当する農業所得の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

年間労働時間	（主たる農業従事者1人当たり）	1,900時間程度
年間農業所得	主たる農業従事者1人当たり	450万円程度
	個別経営体	600万円程度

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、みちのく安達農業協同組合、二本松市農業委員会、安達農業普及所等が十分なる相互の連携の下で緊密な指導を行うため、二本松市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の二本松市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などとの連携による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、みちのく安達農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、安達農業普及所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町、旧東和町においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育

成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

4 認定農業者制度の活用と担い手の育成の方針

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農地流動化助成事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者及び集落営農組織にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

市は、二本松市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を安達農業普及所の協力を受けて行う。特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町、旧東和町においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫仙台支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、適切な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域の旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町及び旧東和町地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全国農業協同組合福島県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるように努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）の

積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

5 各地域における農業振興の方針

【旧二本松市】

(1) 塩沢地区

当地区は、山間に存在する狭小田を除いては、ほぼ圃場整備が完了しており、今後とも水稲作付けによる効率的な利用を図る。また、本地区はきゅうりを中心とした野菜の集団産地及び菌茸類の産地としての位置づけをしており、安定した生産量を保っている。

しかし、露地野菜が主であり、今後は施設栽培を取り入れ、周年出荷体制の確立を図り生産性の高い、安定経営を推進する。さらに、花き栽培のスプレーマムは、ここ数年安定した価格で転作作物として取り入れられており、今後は栽培者を増やし、産地の拡大を図る。野菜・花き類の施設栽培を行っていくため、各種補助事業の導入による施設整備を積極的に推進する。

また、酪農地域にあっては、豊かな地域資源を活かし、農地流動化等を活用し規模拡大と機械・施設の効率的利用により安定経営を図る。

(2) 岳下地区

当地区は、本市における穀倉地帯であり、圃場条件はほぼ整備され、将来とも効率的な利用を図る。さらに、平坦で農地が連担し、水稲の銘柄米の産地でもあることから、作付品目の選定による労働力の平準化と農作業受委託、機械の共同利用の促進等による規模拡大を図り、銘柄米産地の確立と農業経営の安定を図る。

畑地にあっては、市街地近郊は家庭菜園的傾向が強いが、原セ及び永田地区においては、きゅうり・ミニトマト・なす・さやいんげん等の野菜と梨等の果樹園があり、これら作目による複合経営が多くを占めているが、生産組織等の育成、機械及び施設の効率的活用、農作業の受委託等によって経営の安定化を図る。

(3) 岳山麓地区

当地区は、安達太良山麓の裾野に広がる高冷地帯で、豊かな草地資源等有利な立地条件を活かし、酪農専業地帯として位置づけがされ、農地のほとんどは飼料畑として活用されている。

大規模土地型農業においては、これまで農地流動化等を通して効果的に経営規模拡大が行われ、大規模経営・低コスト化が図られてきたが、経営農地の連担化を一層推進し、また各種補助事業を活用、農業機械・施設の整備及び糞尿処理施設の整備に留意しつつ、さらには岳温泉を核とした本地域の観光地としての優位性を活かし、観光農業、地産地消の拡大をも考慮した、安定的かつ健全なる酪農経営を推進する。

(4) 杉田地区

当地区は、杉田川水系に属する平坦農地のほとんどが水田として利用されており、圃場としての条件整備もなされていることから、機械化体系による農作業の効率化を図って将来とも稲作中心とした経営の安定を図る。さらに本地区は、本市でも有力な稲作地帯で銘柄米の産地であるが、今後安定兼業農家の増加によっ

て、後継者不足等による農業経営困難に対処するため、農業機械利用組合への農作業受託の促進及び中核農家への利用集積等による担い手農家の育成を図り、安定農業経営の推進に努める。

さらに当地区は、水稻と合わせてきゅうり・ミニトマト・なす等の野菜が作付けされており、効率的土地利用の指導により一層の安定経営を図る。養豚等の畜産においては、企業的経営体への指導・育成を図ることで、省力・低コスト化を積極的に進め、安定した畜産経営を推進する。

(5) 石井地区

当地区は、大小の丘陵傾斜地が多く山間の狭小田を除いては概ね圃場整備がされており、今後とも水田中心の複合経営を進める。畑地については、野菜栽培を推進し、これら農家の安定農業経営を図るため、畑地として条件整備を進めた結果、きゅうり等の野菜及び菌茸の作付けにより安定経営が図られている。また、一層の集約型農業を目指し、高品質多収作物の導入、地区の振興作物の栽培拡大と定着化を図る。

(6) 大平地区

当地区は、ほぼ圃場整備が完了しており、今後とも稲作中心とした複合経営を目指す。安定稲作経営が困難な農家においては、農地流動化及び農作業受委託を積極的に活用し、中核農家への利用集積を図り、健全なる農業経営、効率的土地利用を図る。

畑地については、野菜栽培を推進し安定的な生産を図り、今後農業経営の安定化に努める。その中で、きゅうり・ミニトマト・イチゴ等の施設化が進み、当地区で先駆的に取り組んできた農家があり、専業農家として安定した農業経営を確立しつつある。今後、生産者団体の強化とともに、産地銘柄の確立を図り、栽培の拡大と生産・出荷体制、施設機械の整備をする。

【旧安達町】

(1) 油井地区

当地区は、旧安達町の中央部に位置し阿武隈川が地区の南東側を流れ、油井川・鯉川等の県一級河川が流れ込むなど比較的平坦な土地が開けており、この特性を活かした水稻栽培を中心に園芸畑作物（きゅうり、トマト、ピーマン、いちご、あさつき等）を組み合わせた複合経営が行われている。また土地改良事業による圃場の基盤整備が概ね完了していることから、この条件を積極的に利用し農家経営の安定化を図るために認定農業者への農地流動化を積極的に進めるとともに既存の機械利用組合を活用した農作業受委託を推進し、経営体質の強化（法人化）を図る。さらに、農家経営のもう一つの柱である園芸畑作物の生産性の向上を図るため、施設化・機械化をより一層推進し需要動向に即応した生産量を確保する。

(2) 渋川地区

当地区は、旧安達町の最北部に位置し福島市に隣接しており、本市における穀倉地帯の一つとして優良な圃場が続いている。その大半は土地改良事業により圃場が整備され、さらに平成17年3月に県営かんがい排水事業による「山ノ入ダム」が新たに整備されるなど農業生産の環境は整っており、今後これらを効率的に利用するために認定農業者や農用地利用改善団体への農地集積による作業の効率化を

図るとともに大型機械の共同利用の推進による経費の節減、労働力の平準化と規模拡大を推進し、銘柄米産地の確保と農業経営の安定を図る。

畑地にあっては、きゅうり、トマト、ピーマン、にら等の園芸作物の生産組織の育成、直売所を利用した販売の多様化を進めるとともに、既存の販売ルートの一層に支えるために機械化及び施設化による高品質・多収穫を目指す。

(3) 上川崎地区

当地区は、阿武隈川が南側から東側へと大きく蛇行して流れ、大小の丘陵傾斜地が多い準中山間地域である。しかし、山間の狭小田を除いては概ね圃場整備がなされ、さらに18年3月に完成した「かんがい用パイプライン」が敷設されるなど農業環境整備も進み、今後とも水稻中心の複合経営を目指している。個々の経営規模は小さく大規模農家が少ない地区であることから、経営安定のため集落営農組織の設立を積極的に進め、農地流動化及び農作業の受委託を活用し、組織への利用集積を図り、健全なる農業経営、効率的土地利用を図る。畑については、遊休桑園が多く経営転換に迫られているが、これらの農家の収益安定のため、畑地としての条件整備を進め、きゅうり、ピーマン、水菜等の野菜及び菌茸類の作付けを奨励し、高品質多収作物の導入による経営の安定を図る。

(4) 下川崎地区

当地区は、旧安達町の北東部に位置し阿武隈川が東側を流れ、福島市に隣接し、大小の丘陵傾斜地が多い中山間地域である。山間の狭小田が多く、圃場整備率は旧安達地区の中で最も低い状況にあるが、それでも整備率は75%となっており、水稻中心の複合経営を目指している。今後、中山間地域等直接支払協定集落を核とした集落営農組織を整備し、農地流動化及び農作業の受委託を積極的に活用し、組織への利用集積を図り、健全なる農業経営、効率的な土地利用を図る。

さらに、畑地についても、昭和57年から平成6年に完了した土地改良事業により整備された40haのりんご等の樹園地の再活用を進め、きゅうり、ピーマン等の野菜及び新たな低木性果樹の作付けによる経営安定を図る。

【旧岩代町】

(1) 小浜地区

当地区は、標高が200m～300mと良質米生産可能地域となっている。

しかし、平坦部の水田はほぼ圃場整備が完了しているが、当地区の大部分を占めている山間部は未整備田が多く生産性が低いため、さらに圃場整備を進め生産基盤の向上を図る。

また畑作については、多品目多品種の野菜が栽培されているが、施設化を進め集約型農業を目指し安定した多様な複合経営の確立を図る。

(2) 新殿地区

当地区は、水稻中心の多種多様な複合経営がなされている。

畑作については、野菜及び菌茸等定着化を図り品質向上と生産性の高い複合経営の確立を図る。

(3) 旭地区

当地区は、豊かな草地資源など有利な立地条件を生かした畜産、地域特性を生かした工芸作物の振興を図る。

山間高冷地という自然条件を生かした、品質の高い野菜産地の育成に取り組み、産地体制の確立を図る。また、冷涼な気候を生かした花き等の新たな産地形成を図る。

【旧東和町】

(1) 針道地区

当地区内を北から南に縦走する国道349号線、並びに一級河川針道川沿いに農地が広がっている。水田は比較的傾斜もなく面積的にまとまった団地を形成している。

しかし、畑、樹園地等は山間傾斜地にあるため、作業効率を高める機械体系の確立と省力化を推進する。

(2) 木幡地区

本地区は、東方に木幡山がありその他高山はないが、起伏が激しい地形となっており、まとまった農地は少ない。山あいの比較的低い地帯に田・畑・樹園地が散在している。

道路網はかなり整備されているので、圃場整備等を推進し農業の利便性、作業効率の向上を図る。

(3) 太田地区

本地区は、高山はないが、農用地のほとんどが山間傾斜地にある。主要道路の整備により都市近郊との距離が縮まり、労働力の流失が他の地区より多い。こうしたことから兼業農家で枝物花木が栽培されており、施設園芸・菌茸類とあわせて振興を図る。

(4) 戸沢地区

本地区は、白猪森、口太山、羽山の高山下にあり、中心を流れる安達太田川に沿って田・畑・樹園地が散在している、しかし羽山より西南に面した山裾には、比較的まとまったりんご・葉たばこの団地が形成されている。

いずれの地区も水田については、圃場整備と用排水整備を進めながら高能率機械作業体系を確立し省力化を推進する。

野菜・花き等は、経営の発展を図るため施設園芸の導入による高収益化を推進する。高齢農業従事者に適した作目である緑化木のさらなる栽培技術の省力化により農業経営の確立に努めるとともに、遊休農地を活用して産地化を推進する。

また、畜産、果樹、葉たばこ、菌茸等も自然条件と地形を活用して規模拡大と経営の合理化を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、二本松市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農類型

(1) 個別経営体

No.	経営類型	経営規模	生産方式
1	花き単一 (全域)	スプレーギク 80a	大型ハウス、パイプハウス、トラクタ(11ps)、管理機、動力噴霧器、灌水施設、結束機ほか
2	水稲+花き (中山間:岩代)	水稲(移植) 200a 水稲(作業委託) 300a リンドウ 80a	トラクタ(20ps)、田植機(4条)乗用、コンバイン(2条刈)ほか
3	水稲+野菜 (中山間:岩代)	ミニトマト 30a 水稲(移植、借地300a) 500a	トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)、パイプハウス、管理機、動力噴霧機、簡易選果機
4	水稲+菌茸 (中山間:岩代)	水稲(移植、借地200a) 400a 原木しいたけ 18,000本	トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)、パイプハウス、自然発生
5	野菜+菌茸+水稲 (中山間:二本松)	菌床しいたけ(分業生産) 15,000袋 水稲 500a きゅうり(夏秋) 30a	パイプハウス、管理機、自走式防除機、動力噴霧器、灌水施設、暖房機、トラクタ(34ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)、ラップ機ほか
6	養蚕+菌床シイタケ (中山間:岩代)	養蚕 450a 菌床シイタケ 20,000玉	条桑刈取機、蚕室、上蔭室、動力噴霧機、栽培舎、培養室
7	水稲+菌茸+養蚕 (中山間:東和)	水稲(移植) 400a 菌床しいたけ 20,000玉 養蚕 400a	トラクタ(20ps)、田植機(4条)、コンバイン(2条)、蚕室、上蔭室、上桑刈取機、動力噴霧器、栽培舎、培養室
8	水稲+なめこ (中山間:岩代)	水稲(移植) 300a なめこ(3.3回転) 70,000瓶	トラクタ(24ps)、田植機(4条歩行)、コンバイン(2条刈)、水稲用機械は共同利用、栽培舎、冷暖房施設
9	葉たばこ単一 (中山間:二本松・東和)	葉たばこ 220a	トラクタ(20ps)、パイプハウス、乾燥機、コンパクト乾燥室、高梁式作業機、幹刈収穫機
10	葉たばこ+水稲 (中山間:岩代)	水稲(移植) 150a 葉たばこ 200a	トラクタ(20ps)、移植機、田植機(4条歩行)、バインダー、乾燥機、コンパクト乾燥室、高梁式作業機、幹刈収穫機

11	水稲＋養豚 (二本松)	水稲(移植) 養豚	300a 50頭	繁殖豚舎、肥育豚舎、自動給餌機、尿処理施設、堆肥化処理施設、ショベルローダ、トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)、水稲用機械は共同利用、育苗センター利用
12	肉用牛 (全域)	肥育	100頭	肥育牛舎、トラクタ(20ps)、ホイルローダ、堆肥化処理施設ほか
13	肉用牛＋水稲 (安達・東和)	水稲(移植、借地400a) 水稲(作業受託) 繁殖 牧草地	500a 300a 30頭 300a	トラクタ(35ps)、田植機(5条乗用)、コンバイン(3条刈)、バケットローダ、カッター、畜舎、堆肥舎ほか
14	水稲＋野菜＋肉用牛 (中山間:岩代)	きゅうり(夏秋) 繁殖 水稲	20a 20頭 500a	トラクタ(25ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(3条刈)、管理機、マニユアスプレッダー、堆肥舎、乾燥機
15	水稲単一 (安達)	水稲(移植) 水稲(作業受託)	800a 600a	トラクタ(30ps)、田植機(6条乗用)、コンバイン(3条刈)ほか
16	野菜＋水稲 (二本松)	きゅうり(トンネル) きゅうり(夏秋) 水稲(移植) 水稲(作業受託)	20a 30a 400a 200a	パイプハウス、管理機、自走式防除機、動力噴霧器、灌水施設、トラクタ(24ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか
17	野菜＋水稲 (中山間:東和)	きゅうり(トンネル) きゅうり(夏秋) 水稲(移植)	20a 30a 400a	パイプハウス、暖房機、管理機、動力噴霧器、トラクタ(20ps)、灌水施設ほか
18	野菜＋水稲 (中山間:二本松)	きゅうり(半促成栽培) きゅうり(抑制栽培) きゅうり(夏秋) 水稲・移植(RC利用)	20a 20a 30a 200a	パイプハウス、管理機、自走式防除機、動力噴霧器、灌水施設、暖房機、トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか
19	野菜＋水稲 (中山間:二本松)	きゅうり(夏秋) イチゴ(促成) 水稲(移植)	30a 10a 500a	パイプハウス、管理機、自走式防除機、動力噴霧器、灌水施設、暖房機、予冷库、トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか
20	野菜＋水稲 (安達)	あさつき(ハウス) きゅうり(夏秋) 水稲(移植) 水稲(作業受託)	20a 30a 400a 100a	パイプハウス、管理機、動力噴霧器、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)、トラクタ(20ps)ほか
21	野菜＋水稲 (二本松)	ミニトマト 水稲(移植) 水稲(作業受託)	30a 300a 400a	パイプハウス、管理機、自走式防除機、動力噴霧器、灌水施設、トラクタ(24ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか

22	野菜＋水稲 (中山間:安達)	ピーマン(ハウス) ニラ秋冬(ハウス) 水稲 水稲(作業受託)	30a 20a 300a 200a	パイプハウス、管理機、動力噴霧器、トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか
23	野菜＋水稲 (安達)	ピーマン(ハウス) あさつき あさつき(ハウス) 水稲	30a 30a 20a 500a	パイプハウス、管理機、動力噴霧器、トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか
24	菌茸＋野菜＋水稲 (安達・岩代)	菌床シイタケ ピーマン 水稲(移植、借地300a)	15,000玉 30a 500a	栽培舎、培養室、パイプハウス、管理機、動力噴霧器、トラクタ(20ps)、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか
25	野菜＋水稲 (中山間:岩代)	夏秋トマト タラの芽 水稲(移植)	40a 100a 500a	トラクタ(24ps)、田植機歩行用(4条)、コンバイン(2条刈)、パイプハウス、管理機、動力噴霧器
26	野菜＋水稲 (中山間:東和)	夏秋ナス タラの芽 水稲(移植)	30a 150a 500a	トラクタ(24ps)、田植機歩行用(4条)、コンバイン(2条刈)、パイプハウス、管理機、動力噴霧器
27	果樹＋水稲 (二本松)	ナシ 水稲(移植) 水稲(作業受託)	100a 500a 300a	スピードスプレイヤー、自走草刈機、トラクタ(20ps)、人工交配機、田植機(4条乗用)、コンバイン(3条刈)ほか
28	野菜＋果樹＋水稲 (中山間:二本松)	ナシ きゅうり(夏秋) 水稲(移植、機械5ha共同・育苗センター)	100a 30a 200a	スピードスプレイヤー、自走草刈機、トラクタ(20ps)、パイプハウス、管理機、自走式防除機、動力噴霧器、灌水施設、田植機(4条乗用)、コンバイン(3条)、人工交配機ほか
29	果樹＋水稲 (安達)	リンゴ 水稲(移植) 水稲(作業受託)	90a 500a 300a	スピードスプレイヤー、自走式草刈機、トラクタ(24ps)、田植機(4条乗用共同)、人工交配機、コンバイン(2条刈)ほか
30	果樹＋水稲 (中山間:東和)	リンゴ 水稲(移植、機械5ha共同・育苗センター)	200a 200a	トラクタ(20ps)、スピードスプレイヤー、自走式草刈機、高所作業車
31	果樹単一 (中山間:岩代)	リンゴ	200a	品種「ふじ」矮化栽培、スピードスプレイヤー、草刈機自走式
32	肉用牛＋水稲(中山間:東和)	肥育 水稲(移植)	100頭 200a	肥育牛舎、トラクタ(24ps)、ホイルローダ、堆肥化処理施設ほか、田植機(4条)、コンバイン(2条刈)
33	水稲＋酪農 (全域)	水稲(移植) 酪農(経産牛) 牧草	500a 30頭 600a	トラクタ(30ps)、ロールベイラー、ラッピングマシン、搾乳牛舎、パイプラインミルクカー、ふん尿処理施設、田植機(4条乗用)、コンバイン(2条刈)ほか

34	酪農単一 (全域)	酪農 牧草	40頭 1,500a	トラクタ(80ps)、ロールベイラー、ラッピング グマシン、搾乳牛舎、パイプラインミルク カー、バルフクーラー、ふん尿処理施設
----	--------------	----------	---------------	---

(2) 組織経営体・集落営農

No.	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稻組織経営	水稻(移植) 4,000a 水稻(湛水直播) 2,000a 大豆 1,000a	トラクタ(40ps)、マニユアスプレッダー、田 植機、コンバイン(4条刈)、乾燥機、播種 機、大豆用コンバイン

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る各経営類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定して主たる従事者1人、家族補助従事者1～2人を基本とした。
- 2 「組織経営体・集落営農」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)で3世帯の協業組織とし、主たる従事者6人を基本とした。
- 3 経営類型での「単一経営」とは、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもので、その他は「複合経営」とした。
- 4 経営類型は、「福島県農業経営(生活)計画策定指標(平成12年12月福島県農林水産部農業経営指導課作成)」等を基礎に平成17年度現在の各地域の現状を踏まえ策定した。

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	<p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>ア 水稲</p> <p>(ア) 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稲作業期間の拡大を図る。</p> <p>(イ) 複数品種の組合せ等により、適作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。</p> <p>(ウ) 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。</p> <p>イ 麦・大豆</p> <p>(ア) 実需者が求める品質を一定量確保するため、団地化及び機械化を推進する。</p> <p>(イ) 水田作では、安定した収量・品質を確保するため、土づくりと排水対策を実施する。</p> <p>ウ 野菜</p> <p>(ア) 育苗及び収穫・調製作業の分業化や外注化を進める。</p> <p>(イ) 省力、高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、施設化や温度、灌水、施肥、防除作業等の機械・設備の導入による管理作業の自動化を進める。</p> <p>(ウ) 土地利用型野菜では、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化により、省力化と規模拡大を図る。</p> <p>エ 果樹</p> <p>(ア) おうとう及びぶどうの大粒種については、施設化の拡大を進める。</p> <p>(イ) もも、りんご、なしでは、殺虫剤の削減を図るため、性フェロモン剤の利用を進め、環境にやさしい農業を確立する。</p> <p>(ウ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、樹種により低樹高栽培、摘果剤利用、人工授粉のための受粉機やみつばち、マメコバチ等の導入を進める。</p> <p>(エ) 労働力不足を解消するため、雇用の確保を図るとともに労働力調整システムを活用する。</p> <p>オ 花き</p> <p>(ア) 収穫・調製作業の労力が集中しないように、作型の分化を図る。</p> <p>(イ) 育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等によって生産性の向上を図る</p> <p>(ウ) 定植・防除・出荷調製作業の機械化を進めるとともに、省力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p>
------	---

カ 工芸作物・特産物

(ア) 葉たばこは、高架式作業機、コンパクト乾燥室等の導入により作業の省力化を進める。

キ 養蚕

(ア) 条桑刈取機の導入による収穫作業の効率化や桑収量の増収を目的とした機械化密植桑園の造成を進め、低コスト化を図る。

(イ) 養蚕作業と競合しない複合作物を導入して、安定的な複合経営を図る。

ク 畜産

(ア) 大規模酪農経営では、フリーストール・ミルクングパーラー方式を導入し、省力化を進める。

(イ) 肉用牛は、省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産性の向上に努めるとともに、繁殖・肥育一貫経営についても併せて推進する。

(ウ) 飼料作物では、土地の利用集積や遊休農地を積極的に活用し、高性能機械の導入による面積拡大、優良品種の栽培及び低生産性草地の計画的な更新等により、飼料自給率の向上を促進する。

(エ) ふん尿処理については、良質な堆肥生産に努め、耕種農家との連携により、地域における堆肥利用を促進し、有効資源の循環を図る。

ケ 菌茸

(ア) しいたけの栽培においては、種菌の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。

(イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。

コ 共通

(ア) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。

(イ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地育成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。

(ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。

(2) 圃場の大区画化及び農地の集積

ア 効率的な作業が可能となるよう圃場の大区画化を図る。

イ 土地利用調整活動による農地の集積を図る。

<p>経営管理の方法</p>	<p>(1) 経営体は、経営の分析に基づき、経営改善計画を立て、計画に沿って実践する。</p> <p>(2) 経営体は、経営の合理化を進めるため、簿記記帳により経営と家計との分離を図る。また、青色申告を実施する。</p> <p>(3) 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の効率化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。</p> <p>(4) 経営体は、合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>(5) 経営体は、経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p> <p>(6) 経営体は、経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。</p> <p>(7) 経営体は、小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整を図る。</p>
<p>農業従事の態様</p>	<p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定の締結を推進し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 快適な労働環境づくりを図るため、「わが家の農作業チェック」等を実施し、農作業環境の改善に努める。</p> <p>ウ 計画的な作業と臨時雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>エ 酪農経営等では、他産業並みの休日確保するため、ヘルパー制度の導入を推進する。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 給料、就業時間、保険制度、休憩室、作業衣等就業条件を整備する。</p> <p>イ 重作業の改善、栽培環境の改善、作業姿勢の改善等作業環境を整備する。</p> <p>ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;"><u>面積のシェア</u> 50%</p> <p>なお、<u>効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積</u>においては、<u>経営規模拡大のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積</u>（以下「<u>面的集積</u>」という。）を<u>図ることが求められていること</u>から、<u>農地利用集積円滑化事業や農地保有合理化事業を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</u></p>	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は概ね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地利用集積円滑化団体を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者

をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者との協議・調整を行うため、農地利用集積円滑化団体のもとに利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手部会」）を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 地域の特性をいかした集落営農を促進するための指導、助言及び支援に必要な事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、二本松市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

中山間地域の旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町、旧東和町においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

このことによって、担い手不足のもとで多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げ

る者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ相当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の運用について」(平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。)別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期限

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係

る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 二本松市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農地利利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による農地利利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農地利利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等(①の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有す

る者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを二本松市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用して

いないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 二本松市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地保有合理化事業の活用を図るものとする。二本松市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は福島県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う財団法人福島県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、二本松市農業委員会、みちのく安達農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び二本松市担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善

事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市

の掲示場への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改

善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、安達農業普及所、二本松市農業委員会、みちのく安達農業協同組合、農地保有合理化法人(福島県農業振興公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、二本松市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体や農地保有合理化法人の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、とうわ東地区県営中山間地域総合整備事業（平成20年度～平成24年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図るとともに、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。さらに転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、二本松市農業委員会、安達農業普及所、みちのく安達農業協同組合、各土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強

力に推進する。

② 農業委員会等の協力

二本松市農業委員会、みちのく安達農業協同組合、各土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、二本松市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、第3の2に示すような地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に解決できる者とし、具体的には、①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農用地の利用集積を促進する取り組みを行っていること、②地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、③農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた市の全部又は一部の区域を事業実施地域として行うものとする。

なお、市の一部の区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う場合には、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農用地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を事業実施地域とするものである。

② 市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 市は、複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、市全域における事業実施地域の調整を行うものとする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託（以下「貸付け等」）に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
 - ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
 - ④ 事業実施地域に関する事項
 - ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、福島県農業会議、二本松市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。
 - ② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - ク 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、福島県農業会議、二本松

市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

コ 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示場への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ①、③及び④までの規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取り消し等

① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 市は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を市の掲示場への掲示により公告する。

(4) 市による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 市は、①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするとき

は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示場への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方(法第18条第2項第6号に規定する者については貸付(賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)又は農作業の委託に限る。)は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地保有合理化法人を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地保有合理化法人を貸付等を行う相手方とすることができる。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地利用集積円滑化団体は、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第4531号農林水産省経営局長通知)第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ ②に規定する委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に貸付け等の相手方と協議し、協議の結果、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得て決定する旨を定めること。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすること。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではなら

ない。

- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、農地集積円滑化団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託することができるものとする。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの対価の設定等の基準

- ① 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。
- ② 農用地等の借賃については、農地法52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体は、安達農業普及所、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

- ① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県、福島県農業会議、市、二本松市農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。
- ② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化のための施策と連携して行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成14年4月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法

1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。
3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④有益費の償還

1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき二本松市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権を移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、同法人が定めるところによるものとする。</p>